

(公 印 省 略)

事 務 連 絡
令和 5年 2月10日

関 係 者 各位

臼杵市高齢者支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の
臨時的取扱いの終了について（通知）

介護保険制度の運営につきまして、日頃よりご尽力いただきお礼を申し上げます。

さて、令和2年2月18日付厚生労働省老健局老人保健課発出事務連絡で示された新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い（以下「臨時的取扱い」という。）について、令和4年10月13日付厚生労働省老健局老人保健課発出事務連絡に基づき、令和5年3月31日をもって臨時的取扱いを終了いたします。

このため、臨時的取扱いについては原則として有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できることとします。令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり実施させていただきますのでお願いいたします。参考については下記のとおりとなっております。

記

（参考）

令和4年10月13日付厚生労働省老健局老人保健課発出事務連絡

本取扱いに関する担当
臼杵市役所
高齢者支援課 介護保険グループ
担当：塩月
TEL：0972-86-2717（直通）